

福岡県公報

令和3年10月26日
第245号

目次

告示(第904号-第910号)

- 鳥獣捕獲等事業の変更 (農山漁村振興課) …………… 1
- 道路の占用の制限 (道路維持課) …………… 1
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 2
- 保安林の所在場所 (農山漁村振興課) …………… 2
- 解除に係る保安林の所在場所 (農山漁村振興課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 4
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) …………… 5

公安委員会

- 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定について (警察本部生活保安課) …………… 5

告示

福岡県告示第904号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第1項の規定に基づき、令和3年10月12日付けで鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のように公示する。

令和3年10月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

事業者の名称	住所	代表者の氏名
特定非営利活動法人 フォーチュンプラス	久留米市津福今町483番地10	大原 進

福岡県告示第905号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
朝倉	県道	八女香春線	朝倉市杷木松末1001番1先から 朝倉市杷木松末1008番先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年11月9日

福岡県告示第906号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年10月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
粕介薬135	タカラ薬局志免	糟屋郡志免町志免中央三丁目6-21	R3・8・1	居管・予居菅
飯介薬181	ごうや薬局飯塚片島店	飯塚市片島二丁目6-8	R3・10・1	居管・予居菅
飯介32	医療法人社団豊永会飯塚記念病院	飯塚市鶴三緒1452-2	R3・10・1	訪看・訪り・通り・居管・予訪看・予訪り・予通り・予居菅

福岡県告示第907号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第

4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更及び名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年10月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
飯介薬131	有限会社つくし薬局穂波店	飯塚市楽市132-1	飯塚市楽市132-6	R3・9・3
飯支96	松口ケアプランセンター	飯塚市楽市125-2	飯塚市楽市159-2	R2・3・1
春居53	アサヒサンクリーン在宅介護センター春日	春日市伯玄町二丁目48稲永アパート1階1号室	春日市春日原南町四丁目11番地 f e l i z 春日1階	R3・9・15

2 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
粕居36	亀山クリニック	社会医療法人栄光会栄光会ファミリークリニック	糟屋郡志免町別府二丁目2-1	R2・5・1
北筑後介歯5	中村歯科医院	森山歯科クリニック	朝倉郡筑前町篠隈355-2	R3・8・30

福岡県告示第908号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年10月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川喜多良字宮ノ下914、916、字宮ノ上920の1、920の2、930、

字井手ノ上939

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮ノ下914・916（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第909号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年10月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 解除に係る保安林の所在場所

久留米市御井町字礫山297の1・字高良山299の329・299の331（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第910号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方県道		福岡線	前	直方市大字直方670番73先から直方市大字直方670番166先まで	6.4 ～ 6.8	56.4
			後	直方市大字直方670番73先から直方市大字直方670番166先まで	6.8 ～ 31.9	56.4

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年10月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市田久三丁目328番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区吉塚三丁目7番27号

松岡 幸子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年10月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡水巻町梅ノ木団地1番186から1番237まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号
辰巳開発株式会社
代表取締役 今村 誠児

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年10月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
3次元CAD/CAMシステムマシニングセンタ（備出6-4） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和3年9月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
関東物産株式会社福岡支店

(2) 住所

福岡市中央区天神三丁目9番33号

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
30,635,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和3年8月13日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年10月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市波多江字中町527番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市波多江514番地
波多江 智彦

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年10月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩小富士字餅田1964番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区平和三丁目9-6-401号

田中 功祐

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 3 年 10 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市白水ヶ丘 2 丁目 210 番 1 から 210 番 12 まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市早良区原五丁目 14 番 22 号
株式会社秀建
代表取締役 栗原 秀利

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 3 年 10 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市井田字二ノ坪 474 番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市篠原西二丁目 7 番 72 号
福島 大二郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 3 年 10 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩芥屋字芥屋 1148 番 1、1148 番 6 及び 1148 番 7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市高田一丁目 7 番 12 - 504 号
高松 佳史

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和3年10月26日から同年11月9日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和 3 年 10 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容
遠賀広域都市計画道路 3・5・50 - 7 号 広渡尾崎線の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
遠賀郡遠賀町大字鬼津字古作、字内膳の各一部
遠賀郡遠賀町大字別府字高瀬の一部
遠賀郡遠賀町大字尾崎字田屋ノ下、字先野々の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
遠賀町都市計画課

公安委員会

福岡県公安委員会告示第220号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第

2項及び第12条の3の規定に基づき次の医師を指定したので、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則（平成21年福岡県公安委員会規則第13号）第5条の規定により告示する。

令和3年10月26日

福岡県公安委員会

医師の氏名	勤務する医療機関		診断の対象者
	名称	所在地	
中尾 智博 小原 知之 加藤 隆弘	九州大学病院	福岡市東区馬出三丁目1番1号	法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者又は法第5条第1項第4号若しくは第5号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
高瀬敬一郎	飯塚病院	飯塚市芳雄町3番83号	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
重藤 寛史 向野 隆彦	九州大学病院	福岡市東区馬出三丁目1番1号	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
重藤 寛史 小原 知之 畑部 暢三	九州大学病院	福岡市東区馬出三丁目1番1号	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者